小児医療費助成制度のお知らせ

町では、お子さんの医療費のうち、保険診察にかかる自己負担分を助成しています。

ただし1歳以上は所得制限があります。

▼対象者

○通院

0歳～小学校卒業までの児童

○入院

0歳～中学校卒業までの児童

※小学校卒業までの児童には医療証が交付されます。

▼所得制限により却下となった場合

児童の翌年の誕生月までは助成対象外となります。誕生月の翌月以降につきましては、更新の申請が必要になります。その申請にもとづき、所得制限の判定を行います。なお更新の申請には、印鑑、対象児童の保険証、所得のわかるもの（公簿より確認できない場合）をお持ちください。

▼こんなときは手続きが必要です

・子どもが生まれたとき

・大磯町へ転入したとき

・医療証が使えなかったため一部負担金を支払ったとき（県外受診など）

・中学生が入院したとき

所得制限や各手続き方法等の詳細は、町ホームページをご覧いただくか子育て支援室にお問い合わせください。

◎問い合わせ

子育て支援室　☎内線306

75歳からの「後期高齢者医療健康診査」

～生活習慣病の早期発見・介護予防のために～

町では6月1日（水）から9月30日（金）まで、町の医療機関で後期高齢者健康診査を実施しています。

健診の対象者には既に通知していますが、申し込みを希望する方は、受診を希望する7日前までにスポーツ健康課まで電話でお申し込みください。

ただし、次の項目に一つでも該当する方は健診の対象とはなりません。

・血圧を下げる薬を飲んでいる

・コレステロールを下げる薬を飲んでいる

・インスリン注射や血糖を下げる薬を飲んでいる

・心臓病・糖尿病・腎臓病・脳血管疾患で受診している

◎問い合わせ　スポーツ健康課　☎内線310

ご存知ですか？ 国民年金保険料免除制度

国民年金の第1号被保険者（自営業など）で、保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

申請免除（全額・一部）

前年所得が一定基準以下で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

申請免除は4段階で、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

【申請免除の対象となる方】

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

若年者納付猶予

30歳未満の方で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の納付が猶予されます。

○納付猶予の対象となる方

「申請者本人」、「申請者の配偶者」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

◎申請免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

なお、平成23年7月末までの申請にかぎり、平成22年7月から平成23年6月までの申請ができます。

◎全額免除・若年者納付猶予は継続申請ができます。

申請時にあらかじめ申請書に継続希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされ審査されます。

免除申請の対象となる所得（収入）のめやす

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養（夫婦・子2人）	162万円（257万円）	230万円（354万円）	282万円（420万円）	335万円（486万円）
1人扶養（夫婦のみ）	92万円（157万円）	142万円（229万円）	195万円（304万円）	247万円（376万円）
扶養なし	57万円（122万円）	93万円（158万円）	141万円（227万円）	189万円（296万円）

※本人、配偶者、世帯主それぞれが基準に該当していることが必要です
※全額免除以外は社会保険料控除等の額によって変わります
※若年者納付猶予については全額免除の基準になります

学生納付特例

学生本人の前年所得が118万円以下である場合、申請書を提出し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までです。申請は毎年必要です。

○申請手続きに必要なもの

・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの

・認印（本人署名の場合は不要）

・失業などを理由とするときには、「雇用保険受給資格者証」等の写し

・学生納付特例は、平成23年度有効の学生証の写し

○追納について

免除を受けた期間の保険料は10年以内なら後から納めることができます（これを追納といいます）。追納することによって老齢基礎年金の年金額を満額に近づけられます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算額がつきますので、早めの追納をおすすめします。

◎問い合わせ

保険福祉課　☎内線275